

公益財団法人東京三商会 公印取扱い規定

(目的)

第1条 この規定は公益財団法人東京三商会の公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び企画等)

第2条 公印には次のものがあり、管守者は理事長とする。

- (1) 理事長印 名称：公益財団法人東京三商会理事長之印
寸法：21mm (丸)
用途：理事長名をもって発する契約文書等
- (2) 三商会印 名称：公益財団法人東京三商会印
寸法：30mm (角)
用途：公益財団法人東京三商会名をもって発する一般文書等
- (3) 銀行印 名称：公益財団法人東京三商会銀行之印
寸法：21mm (丸)
用途：公益財団法人東京三商会をもって保有する銀行預金
(普通・定期他)、債券の届出等

(公印の捺印及び管守等)

第3条 前条に定めた公印の捺印は本会事務局常備の公印使用簿に記載の上、管守者に申し出、管守者により行う。

- 2 公印の管守及びその使用については、当該公印の管守者が厳正かつ確実に行わなければならない。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は平成23年4月1日より施行する。